

③ 医師の働き方改革への取組支援

■概要

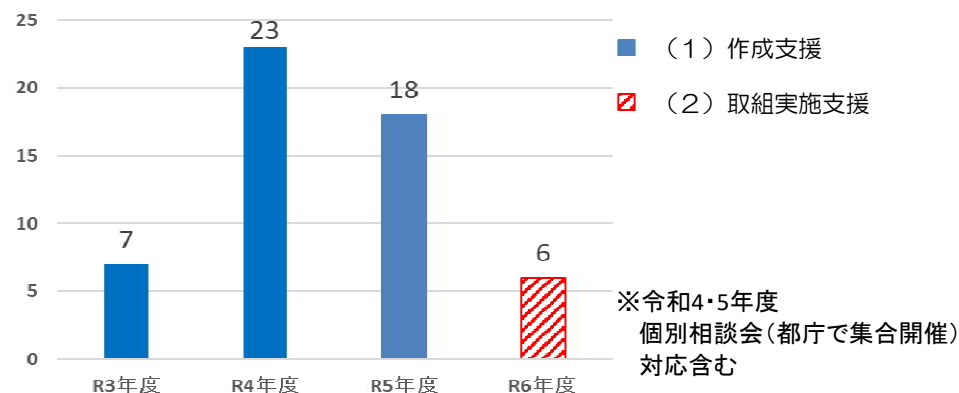
（１）医師労働時間短縮計画作成支援

- ・ 年間の時間外・休日労働が960時間を超えている医師が勤務している医療機関を対象
- ・ 医療機関の医師労働時間短縮計画の作成に係る取組を支援する。

（２）医師労働時間短縮計画に基づく取組実施支援（R6～）

- ・ 特定労務管理対象機関の指定を受けた医療機関を対象
- ・ 医師労働時間短縮計画に基づく医師の労働時間短縮を図るための取組等を支援する。

○実施病院数の推移



○実施病院の内訳

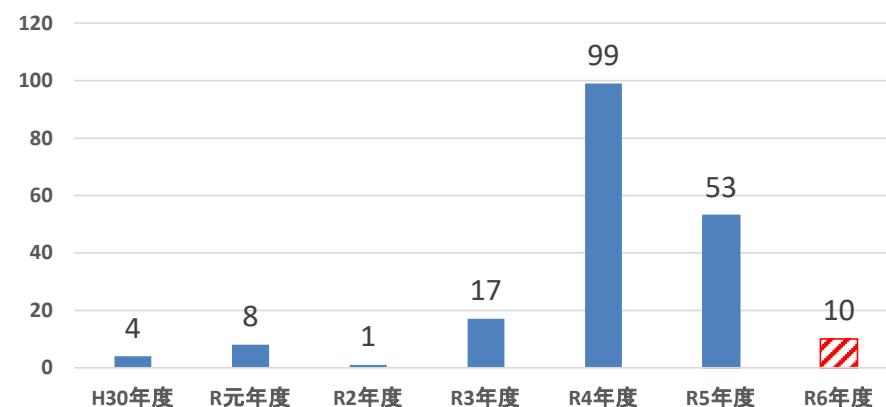
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
支援実施医療機関数			7	23	18	6
再掲	救急指定	三次救急医療機関	2	6	9	4
		二次救急医療機関	5	17	9	2
	指定等	大学附属病院	1	11	9	3
		特定機能病院	1	7	5	2
		地域医療支援病院	2	5	7	2
		前年度からの継続	-	4	12	0

④ 訪問相談支援

■概要

- ・ 希望する医療機関に医療労務管理アドバイザー及び医業経営アドバイザーが訪問し、相談支援を行う。

○訪問相談支援件数の推移



※令和4・5年度
個別相談会（都庁で集合開催）対応含む

○相談内容

	R5年度	R6年度
医師の働き方改革に関すること	20	3
宿日直許可申請に関すること	33	5
雇用契約書	—	1
36協定	—	1
合計	53	10

